

令和6年1月 定例農業委員会会議議事録

芝山町農業委員会

【令和6年1月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和6年1月5日（金）15時15分～17時10分

会 場 芝山町役場 南庁舎2階 第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

3 番	藤 城 英 明	4 番	大 木 正 勝
5 番	堀 越 幸 一	6 番	吉 河 一 男
7 番	川 口 弘 子	8 番	鈴 木 好 子
9 番	堀 越 敏 幸	10番	小 川 勝 雄
11番	鈴 木 英 範	12番	大 木 明 男
13番	岩 澤 勝 敏		

・農地利用最適化推進委員

14番	石 井 明	15番	渡 邊 美 基
16番	土 井 正 裕	17番	土 屋 範 雄
		19番	松 本 幸 雄
20番	萩 原 典 幸		

欠席委員

18番 内 山 祐 一

議 長

会 長 伊 藤 正 明 会長職務代理者 松 本 光 芳

事務局

局 長 金 親 俊 哉 書 記 市 原 直 樹 書 記 石 橋 将

局 長

15時15分～ 進行

皆様、新年明けましておめでとうございます。  
本年もよろしくお願い致します。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。  
でございます。

それでは、定刻となりましたので、1月農業委員会定例総会を開催させていただきます。

それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長

挨拶

局 長

ありがとうございました。

それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。

伊藤会長、議事進行をお願いいたします。

議 長

本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員6名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年1月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午

後 3 時 1 5 分)

議 長 農業委員会議事規則第 1 3 条第 2 項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行ないます。8 番 鈴木 好子 委員、9 番 堀越 敏幸 委員。両名を指名いたします。

議 長 まず始めに、議案第 1 号、農地法第 3 条による所有権移転に関する件を議題と致します。事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 1 号です。  
本件は農地法第 3 条による所有権移転の申請です。  
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。  
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。  
申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

以上で、議案第1号の説明を終わります。  
なお、補足説明がありますので、書記より説明  
させます。

書 記（石橋） 議案第1号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長

それでは、議案第1号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第1号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長

続きまして、議案第2号、農地法第3条による所有権移転に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第2号です。

本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われまます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。  
なお、補足説明がありますので、書記より説明  
させます。

書 記（石橋） 議案第2号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議長                    それでは、議案第2号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたしました。

議長                    続きまして、議案第3号、農地法第3条による  
所有権移転に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局長                    それでは、議案第3号です。

本件は農地法第3条による所有権移転の申請  
です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと  
おりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、遺贈のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、  
申請書に記載された内容が適合するか否か検  
討した結果をご説明申し上げますと、農地法第  
3条第2項各号には該当しないため、許可要件  
のすべてをみたしていると思われま

以上で、議案第3号の説明を終わります。  
なお、補足説明がありますので、書記より説明  
させます。

書 記（石橋） 議案第3号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第3号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号、農地法第3条による区分地上権設定に関する件を議題と致します。事務局の説明を求めます。

局 長 説明に入る前に、議案第4号から議案第6号は同一案件でありますので一括説明の承認を求めます。議長よろしいでしょうか？

議 長 只今、事務局より議案第4号から議案第6号までの一括説明を求める提案がございましたので承認致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第4号です。  
本件は農地法第3条による区分地上権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、営農型太陽光発電施設設置のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。続きまして、議案第5条です。

資料5をご覧ください。

本件は農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する件です。

申請者は先程と同じです。

変更内容は、

資料5の1枚目 3 建設計画の左右を見比べていただきまして、「パネルの規格（型番）・パネルの枚数・支柱の本数・転用面積」が変更されております。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、変更後の転用事業が許可相当と認められるものであると判断でき、審査要件の全てを満たしていることから許可できるものと思われま

す。次に一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

続きまして、議案第6条です。

資料6をご覧ください。

本件は農地法第5条の規定による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

始めに、資料6の1番について説明します。

申請者は先程と同じです。

次に2番について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、営農型太陽光発電施設設置のためです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については土地改良区の施行予定区域内であることから「第1種農地」と判断できると思われます。

なお、第1種農地の例外規定で、「仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」に該当いたします。

次に一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案第4号から第6号の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第4号から第6号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い

します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。  
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第4号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成全員)  
よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第5号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第6号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第6号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第7号、農地法第3条による  
区分地上権設定に関する件を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

局 長 説明に入る前に、議案第7号から議案第9号  
は同一案件でありますので一括説明の承認を  
求めます。議長よろしいでしょうか？

議 長 只今、事務局より議案第7号から議案第9号

までの一括説明を求める提案がございましたので承認致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第7号です。

本件は農地法第3条による区分地上権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、営農型太陽光発電施設設置のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

続きます。議案第8号です。

資料8をご覧ください。

本件は農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する件です。

申請者は先程と同じです。

変更内容は、

資料 8 の 1 枚目 3 建設計画の左右を見比べていただきまして、「パネルの規格（型番）・パネルの枚数・支柱の本数・転用面積」が変更されております。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、変更後の転用事業が許可相当と認められるものであると判断でき、審査要件の全てを満たしていることから許可できるものと思われま

す。次に一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

続きまして、議案第 9 号です。

資料 9 をご覧ください。

本件は農地法第 5 条の規定による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

始めに、資料 9 の 1 番について説明します。

申請者は先程と同じです。

次に2番について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、営農型太陽光発電施設設置のためです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については土地改良区の施行予定区域内であることから「第1種農地」と判断出来ると思われれます。

なお、第1種農地例外規定で、「仮説工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」に該当いたします。

次に一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案第7号から第9号の説明を終わり

ます。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第7号から第9号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。  
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。  
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第7号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第7号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第8号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第8号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第9号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第9号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第10号、農地法5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第10号です。

資料10をご覧ください。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由、貸駐車場兼貸事務所用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画区域内の用途地域内であるため「第3種農地」と判断しました。

次に一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第10号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第10号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第10号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第11号、農地法3条による所有権移転に関する件を議題と致します。事務局の説明を求めます。

局長 それでは、議案第11号です。

本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

以上で、議案第11号の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第 1 1 号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第 1 1 号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第11号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第12号、令和6年第1次農用地利用集積計画に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局長 続きまして、議案第12号です。

本件は、令和5年12月25日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

資料を1枚めくっていただき、整理番号一覧をご覧ください。

利用権の再設定が2件・中間管理機構が1件で合計面積：19,984㎡です。

詳細な内容については書記より説明いたします。

書記(石橋) 議案第12号の補足説明をする。

議長 各委員さんよりご質問はございますか。

(異議なし)

議長 それでは、議案第12条を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第12号は原案どおり可決決定  
いたしました。

議長 これで、提出された議案の審議は全て終了い  
たしました。

次に「その他」でございます。

事務局説明をお願いします。

書記(石橋) その他について、報告をする。

議長 各委員さんより何かございますか。

(意見なし)

議長 以上をもちまして、令和6年1月芝山町農業委  
員会定例総会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れ様でございました。